

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気用加熱蒸気圧力指示計(PI-76-L46)の点検時、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該圧力指示計を修理	
2	1号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)の点検時、水室内の管板面にプラスチック片(1個)を発見したため、プラスチック片を回収及び対応検討	
3	1号機	1～4号機水素ガス供給設備のストレーナ取替工事において、高圧ガス保安法に基づく申請手続きに不備の可能性があるとの指導を受けたため、対応検討	
4	2号機	原子炉建屋換気空調系加熱蒸気温度調整弁(TCV-75-12-1A)の点検時、計装用空気減圧弁ダイヤフラム部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
5	2号機	2号機及び3号機励磁機取替に伴う新型ケーブルトレイ設置作業において、トレイ本体接続部の締付トルク値に誤りが認められたため、正規のトルク値に再調整及び対応検討	
6	2号機	第二中央制御室換気空調系給気ファン(HVA2-9B)の点検時、Vプーリ及びシャフトの嵌合値に管理値外れが認められたため、Vプーリ及びファンシャフトを交換	
7	2号機	タービン補機冷却水系熱交換器出口圧力計の点検時、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該圧力計を修理	
8	4号機	雑固体廃棄物常設集積所において、投棄基準の線量当量率を超過している廃棄物(1袋)が発見されたため、廃棄物を回収	
9	5号機	高感度排ガスモニタにおいて、検出器の冷却不良が認められたため、検出器を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	原子炉冷却材浄化ポンプ(B)用電動機の点検時、主電源用フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換	
11	6号機	原子炉冷却材浄化ポンプ(A)用メカニカルシール洗浄弁(AO-G33-F124 A)の点検時、駆動部ベント孔よりエアリーク及び動作不良(スティック)が認められたため、当該部を修理	
12	6号機	主発電機自動電圧調整装置サイリスタ出力電圧計(EI-9)の点検時、入力値に対する指示値に管理値外れが認められたため、当該計器を交換	
13	6号機	高圧タービンノズルダイヤフラム(下半)の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	
14	6号機	高圧タービンノズルダイヤフラム(上半)の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	
15	6号機	復水脱塩装置空気圧縮機冷却水入口流量スイッチ(FS-G25-050)の点検時、内部部品に損傷が認められたため、当該計器を交換	
16	6号機	復水脱塩装置通薬再生用硫酸タンクの浸透探傷検査時、内面溶接部に円形指示模様が認められたため、当該部を修理	
17	6号機	給復水系シールドレン収集タンク用ポンプの点検時、インペラ等に著しい摩耗が認められたため、当該部品を交換	
18	6号機	復水脱塩装置通薬再生用硫酸タンクの点検時、ドレン配管フランジ部のシート面に腐食が認められたため、当該フランジ部を交換	
19	6号機	中央制御室プロセスコンピュータ用モニタ(CRT:NO. 3)において、画面表示不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	
20	6号機	残留熱除去系弁部品の納入確認時、購入仕様書で要求していた破壊靱性試験が未実施であることが確認されたため、対応検討	
21	6号機	排ガス予熱器(B)入口ドレンレベル調整弁の計装用空気元弁(V-660)において、弁本体カバーよりエアリーク(微量)が認められたため、当該弁を点検・修理	
22	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備(A)一次セラミックフィルタ(D)の点検時、逆洗空気配管のフランジ溶接部にひび割れが認められたため、当該フランジ部を交換	
23	集中環境施設	補助ボイラ(C)排ガス分析計において、ドレン配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	
24	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプ(B)移送処理時、循環用戻りラインに詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
25	集中環境施設	廃液乾燥固化系ペレットホッパ(B)計量重量記録計において、印字及び紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで